## B 経過措置対象者に関すること

No.	区分①	区分②	[0]	[A]
В7	経過措置対象者	第3号研修	経過措置対象者(居宅におけるALS等の障害者に対する喀痰吸引を実施していた者)がH24年4月1日以降に第3号研修を受講し、対象者や行為を変更する場合、例えば、・口腔内喀痰吸引を実施していた者が、鼻腔内喀痰吸引の行為を追加する場合は、実地研修(特定の対象者に対する当該行為)のみを受講すれば良く、・口腔内喀痰吸引を実施していた者が、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の行為を追加する場合は、基本研修(経管栄養部分の講義3時間と演習1時間)及び実地研修(特定の対象者に対する当該行為)を受講するということでよいか。	お見込みのとおり。
В8	経過措置対象者	経過措置対象者の範 囲	違法性阻却通知又は平成22年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業・平成2 3年度都道府県研修に基づく研修は受講したが、現在喀痰吸引等を実施していない者については、 経過措置対象者に含まれるか。	今後、喀痰吸引等の業務を実施する 見込みがある場合は対象として差し 支えない。
В9	登録喀痰吸引等事業者	申請	登録事業者の登録については、認定特定行為業務従事者の認定が行われた後、従事者名簿が整って始めて申請が可能となるものであり、認定特定行為業務従事者の認定が遅れ、事業者登録が4月1日に間に合わない場合については、事業者登録の申請書が受理された後、4月1日に遡って、登録したものとする取り扱いできないか	そのような扱いとして差し支えない
B10	認定特定行為業務従事者	申請	認定特定行為業務従事者の認定が遅れ、4月1日までに間に合わない場合については、4月中に従業者の交付申請書が受理された場合に限り、4月1日に遡って、登録したものとする取り扱いできないか	そのような扱いとして差し支えない
B11	経過措置対象者	第三者証明	経過措置者に係る交付申請時に添付の第三者証明書について、第三者とはどのような者が該当するか。	不特定多数の者を対象とした介護職員であれば、その者が勤める事業所の長となり、特定の者を対象とした者であれば、その者が勤める事業所の長や主治の医師等によるものと考えられる。